

## 令和元年第4回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和 元年 7月26日(金)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	令和 元年 7月26日(金) 午前10時00分	
	議 長	会長 穴 戸 栄 一	
	閉 会	令和 元年 7月26日(金) 午前10時20分	
	議 長	会長 穴 戸 栄 一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 9名 欠席 2名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	谷 村 敏 彦	●
	2	佐 藤 博 幸	○
	3	臺 川 幸 弘	○
	4	満 保 豊	○
	5	伊 藤 淳 一	○
	6	湯 澤 敏 孝	○
	7	山 下 雅 博	●
	8	奥 山 稔	○
	9	高 橋 一 博	○
	10	安 川 和 範	○
	11	穴 戸 栄 一	○
議事録署名委員		議席番号	8番 奥 山 稔 9番 高 橋 一 博
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	鎌 田 剛	
	事務局次長・総務係長	加 藤 智 子	
	総務係主査	藤 原 諒	

令和元年度第4回天塩町農業委員会総会

議長

ただ今の出席委員は9名であります。  
定数に達しておりますので、ただいまから令和元年度第4回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長

これから本日の会議を開きます。  
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、8番 奥山稔君、9番 高橋一博君を指名します。  
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員  
議長

異議なし。  
異議なしと認めます。  
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長

それでは議事に入りたいと思います。

議長

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。  
別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。3ページをご覧ください。

貸主は 氏、 氏、借主については、 と  
なっております。土地については、字川口 番外1筆となっており、転用面積は、 m<sup>2</sup>となっております。転用目的は砂採取で、工期は許可日より令和2年8月24日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力につきましては、残高証明書の添付があるため問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、地権者の同意書があるため問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

事務局

総合意見としては、許可相当としております。

5ページから12ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行います。

全員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議長

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

この案件につきましては、佐藤委員、臺川委員が関係する案件でありますので、農業委員会法第31条の議事参与の制限により退席を求めます。

(佐藤委員、臺川委員退席)

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

整理番号7-1の利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。14ページをご覧ください。

から 氏に賃貸借権の設定をするものです。位置につきましては、15ページ、16ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました利用権設定の案件について質疑を行います。

全員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。関係委員は席にお戻りください。

(佐藤委員、臺川委員入室)

議 長

次に議案第3号「農地パトロールの実施について」を議題とします。  
事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第3号「農地パトロールの実施について」ご説明申し上げます。18ページをご覧ください。

農地パトロールにつきましては、農地法第30条の規定に基づき毎年実施しております。今年度は9月に実施する予定でございます。

例年通り中山間直接支払制度の現地確認と一体となり行う予定としておりますので、中山間直接支払制度事務局、農業振興地域担当、税務部署の固定資産税担当、JAてしおと合同で、現地確認とともに巡回を実施したいと考えております。

案内文につきましては、18ページ、日程表(予定)でございますが、19ページに添付しておりますので、日程調整につきましてよろしく願いいたします。

また、18ページ、案内文の中段に耕作放棄地とありますが、本パトロールは、荒廃農地調査も兼ねていることから、普段の活動の中で各地区において荒廃農地や違反転用の事案がありましたら、お知らせいただきたく、よろしくお願いいたします。なお、荒廃農地が発生した場合は、農業委員会において、荒廃農地区分の判定を行うこととされております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま事務局より説明のありました、「農地パトロールの実施について」の質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり実施することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり実施することと致します。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

以上をもちまして令和元年度第4回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

令和 元年 7月26日

署名委員

( 8番) 奥山 稔 (印)

( 9番) 高橋 一博 (印)